

議案第 96 号

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例について

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 4 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例（平成 24 年山陽小野田市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「法第 5 条第 16 項に規定する特定相談支援事業」を「法第 5 条第 18 項に規定する相談支援」に、「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 7 項」に改める。

第 5 条第 2 号中「計画相談支援サービス」を「地域相談支援サービス、計画相談支援サービス」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第96号参考資料

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業所のぞみ園(以下「のぞみ園」という。)は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第5条第18項に規定する相談支援及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(利用者)</p> <p>第5条 まつば園及びのぞみ園を利用する者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる業務により提供されるサービスの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3条第2項第2号の業務により提供される<u>地域相談支援サービス、計画相談支援サービス及び障害児相談支援サービス</u> 提供に係る契約を交わしていること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業所のぞみ園(以下「のぞみ園」という。)は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第5条第16項に規定する特定相談支援事業及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(利用者)</p> <p>第5条 まつば園及びのぞみ園を利用する者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる業務により提供されるサービスの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3条第2項第2号の業務により提供される<u>計画相談支援サービス及び障害児相談支援サービス</u> 提供に係る契約を交わしていること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>